

08_「川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
介護療養型 医療施設	運営規程	(運営規程) 第二十四条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程) 第 28 条 (同左)	
		一 事業の目的及び運営の方針	(1) (同左)	
		二 従業者の職種、員数及び職務の内容	(2) (同左)	
		三 入院患者の定員	(3) (同左)	
		四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 施設の利用に当たっての留意事項	(5) (同左)	
		六 非常災害対策	(6) (同左)	
		七 虐待の防止のための措置に関する事項	(7) (同左)	
		(8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (9) 個人情報の管理の方法 (10) 苦情への対応方法 (11) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法		利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者にも最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
八 その他施設の運営に関する重要事項	(12) (同左)			
	記録の整備	(記録の整備) 第三十六条 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から三年間保存しなければならない。	(記録の整備) 第 41 条 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。